

平成19年3月29日

条例第23号

熊本県後期高齢者医療広域連合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は
処分に関する条例

(趣旨)

第1条 熊本県後期高齢者医療広域連合議会（以下「議会」という。）の議決に付すべ
き契約及び財産の取得又は処分に関しては、この条例の定めるところによる。

(議会の議決に付すべき契約)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第96条第1項
第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000
万円以上の工事又は製造の請負とする。

(議会の議決に付すべき財産の取得又は処分)

第3条 法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならない財
産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しく
は売払い（土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）
又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。